◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第429号（H29.12.1）◆◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝
1.重大事故等情報＝6件（11月24日～11月30日分）
(1)乗合バスの衝突事故
(2)乗合バスの追突事故
(3)乗合バスの車内事故①
(4)乗合バスの車内事故②
(5)法人タクシーの死傷事故
(6)大型トラックの酒気帯び追突事故
2.貸切バスのドライブレコーダーの映像の記録・保存について【新着情報】
3.貸切バスのドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督の実施について
4.ホイール・ボルト折損等による大型自動車等の車輪脱落事故防止について

◇◇◇

事故は、乗客が着席する前にバスが発進したため発生した模様。

(4)乗合バスの車内事故②
11月30日（木）午後5時54分頃、神奈川県の市道バス停において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客30名を乗せ運行中、バス停で2名を乗車させた後、発車アナウンスを行い発進したところ、当該バス停から乗車してきた乗客が転倒した。
この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。
事故は、乗客がつり革につかまる前にバスが発進したため発生した模様。

(5)法人タクシーの死傷事故
11月28日（火）午後11時00分頃、大阪府の市道交差点において、府内に営業所を置く法人タクシー①が運行中、赤信号で横断歩道を渡っていた歩行者に接触し、歩行者が転倒したところを後続の府内に営業所を置く別の法人タクシー②がはねた。
この事故により、歩行者が死亡した。

(6)大型トラックの酒気帯び追突事故
11月26日（日）午後5時55分頃、三重県の高速道路のトンネル内において、鳥取県に営業所を置く大型トラックが運行中、前方を走行中の車両に追突し、合計5台の車両が関係する多重事故となった。
この事故による負傷者はなし。
当該トラックの運転者の呼気から酒気が確認された模様。

上記6件の死傷者数計：死亡1名、重傷3名、軽傷14名（速報値）

◇◇◇

貸切バス事業者のみなさま
12月から順次、ドライブレコーダーの装着と映像の記録・保存、及び記録を活用した指導・監督が義務付けられます。該当する車両への装着や指導・監督等について、適切に実施願います。
指導・監督の実施にあたっては、『ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督マニュアル』をご活用ください。
※ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督マニュアル
→ http://www.mlit.go.jp/common/001211423.pdf

また、装着や指導・監督が必要となる期日等について、詳細は下記【参考】の各資料にてご確認いただけますが、概ね以下のとおりとなります。

1.ドライブレコーダーの記録を利用した指導・監督の導入
平成29年12月1日より、ドライブレコーダーを装着している自動車の運転者に関して、この記録を利用した指導・監督を義務付け（合わせて、初任運転者等に対する実技訓練以外の指導及び監督の実施時間を6時間以上から10時間以上とする。）。

2.ドライブレコーダーの装着及び記録義務
①平成29年12月1日以降に新規登録を受けた新車について、ドライブレコーダーの装着及び記録の保存を義務付け。
②平成31年12月1日より、使用過程車（平成29年11月30日以前に登録を受けた車両。）についても①の内容を義務付け。
③平成29年12月1日において既に装着されているドライブレコーダーであって性能要件告示で定める一定の要件を満たすものは、平成36年11月30日までの間、これを使用してもよい（満たさないものの使用が認められるのは平成31年11月30日まで。）。
※よって、平成29年12月1日以降に、性能要件告示で定めるいずれかの要件を満たしていないドライブレコーダーを使用過程車に装着する場合、これの使用が認められるのは平成31年11月30日までとなる。

【参考】
※平成28年11月17日報道発表
『貸切バスの安心・安全な運行のため、運転者への指導・監督を強化します～貸切バス事業者の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部改正等について～』
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000272.html

※ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要

件を定める告示
→　http://www.mlit.go.jp/common/001181710.pdf

※旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部を改正する告示
→　http://www.mlit.go.jp/common/001154005.pdf

◇◇◇

・フリーダイヤル受付　0120－744－960
（平日9:30～12:00　13:00～17:30）
・自動音声受付　　03－3580－4434（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆